

商店街街路灯への有料広告物掲出に係る手続きについて

| | 期間目安 | 商店街のスケジュール | 備考 |
|---|--------|---|---|
| 1 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告主と広告契約について協議 ・ デザイン案作成 ・ 商店街内での広告フラッグ掲出に関する承認 | |
| 2 | 約 2 週間 | ①横浜市への許可申請 (1) 屋外広告物許可申請 商店街→都市整備局景観調整課 申請料：広告幕 1 張：200 円/回 【必要書類】 ■許可申請書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書 ・ 図面 ・ その他 ■チェックシート ↓ 許可証発行 | (1) 屋外広告物許可申請を行い、受付がされた後、(2) 道路占用許可申請の手続きを行ってください。 ※設置箇所によっては、広告物が掲出できない「禁止地域の場合がありますので、景観調整課までお問い合わせください。 |
| | | (2) 道路占用許可申請 商店街→各区土木事務所 占用料：310 円/月・㎡ 【必要書類】 ■許可申請書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物許可申請受付済書面 ・ 仕様書 ・ 図面 ・ その他 ■チェックシート ↓ 許可証発行 | (1) 屋外広告物許可申請を行い、受付がされた後、(2) 道路占用許可申請の手続きを行ってください。 ※フラッグ下端から地面まで、十分な高さ（車道 4.5m、歩道 2.5m）が確保できない場合、占用許可ができませんので、ご注意ください。 |
| 3 | 約 1 週間 | ②所管警察署への許可申請 道路使用許可申請 商店街→各警察署 申請料：窓口でお問い合わせください。 | ☆横浜市の占用許可の受理を必須とします。 |
| 4 | | 広告フラッグ作成、掲出 | |
| 5 | | 広告フラッグ撤去 | |
| 6 | | ③収支報告書を提出【事業終了後】 商店街→経済局商業振興課 【必要書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の収支報告がわかるもの | 広告料収入については、街路灯の維持管理・整備、道路の清掃・美化活動など、公的活動に充当してください。 |